

# 日本語教育関連データ集

文化庁文化部国語課

平成20年3月



## 目次

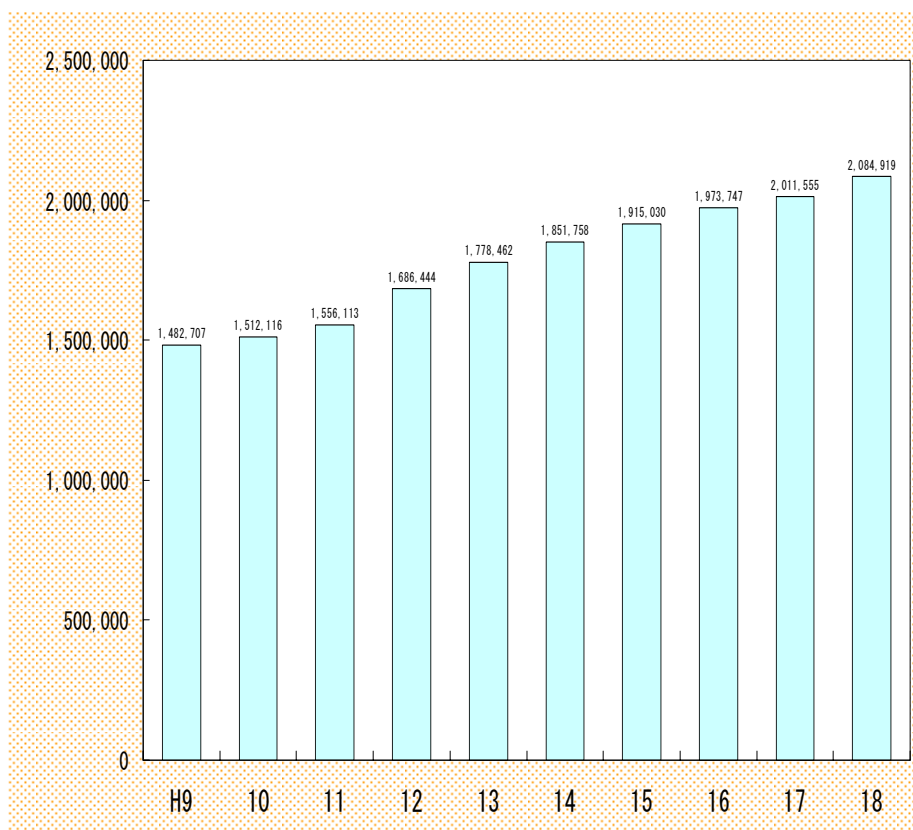
---

- 1 外国人登録者数の推移
- 2 日本語教育機関数, 教師数, 学習者数の推移
- 3 日本語能力試験 受験者数と合格者の推移
- 4 日本語教育能力検定試験 受験者数と合格者の推移
- 5 日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍状況
- 6 日本語教育に関する各種の提言
- 7 日本語教育に関する主な事業の概要と予算額(文化庁国語課所管分)
- 8 日本語教育に関する主な事業の内容



# 1 外国人登録者数の推移

○外国人登録者数は、約208万人となり、過去最高を更新。  
我が国総人口の1.63パーセントを占める。



国籍(出身地)別外国人登録者数の推移

(各年末現在)

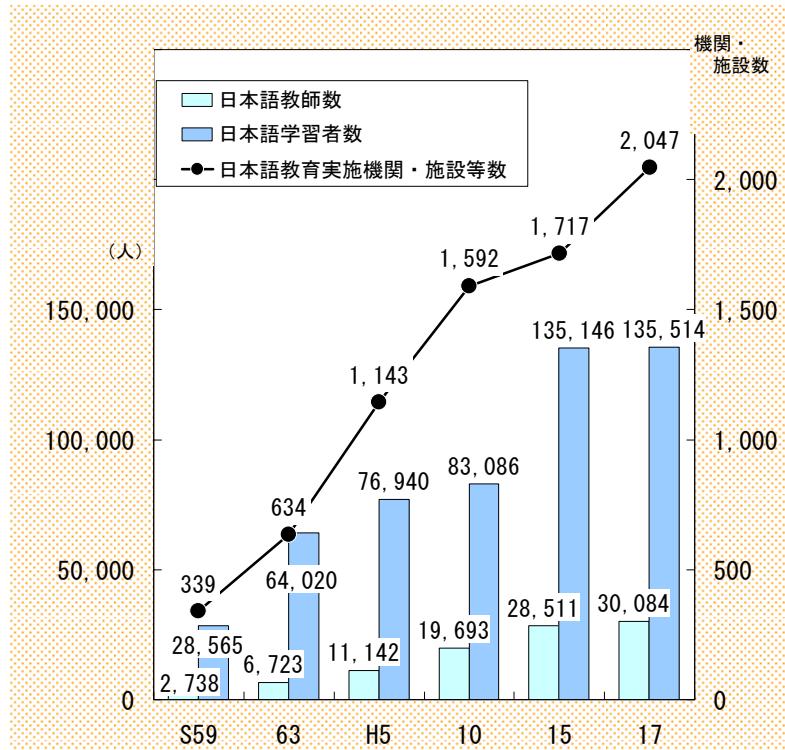
国籍 (出身地)	平成9年 (1997)	平成10年 (1998)	平成11年 (1999)	平成12年 (2000)	平成13年 (2001)	平成14年 (2002)	平成15年 (2003)	平成16年 (2004)	平成17年 (2005)	平成18年 (2006)
総数	1,482,707	1,512,116	1,556,113	1,686,444	1,778,462	1,851,758	1,915,030	1,973,747	2,011,555	2,084,919
韓国・朝鮮	645,373	638,828	636,548	635,269	632,405	625,422	613,791	607,419	598,687	598,219
構成比 (%)	43.5	42.2	40.9	37.7	35.6	33.8	32.1	30.8	29.8	28.7
中国	252,164	272,230	294,201	335,575	381,225	424,282	462,396	487,570	519,561	560,741
構成比 (%)	17.0	18.0	18.9	19.9	21.4	22.9	24.1	24.7	25.8	26.9
ブラジル	233,254	222,217	224,299	254,394	265,962	268,332	274,700	286,557	302,080	312,979
構成比 (%)	15.7	14.7	14.4	15.1	15.0	14.5	14.3	14.5	15.0	15.0
フィリピン	93,265	105,308	115,685	144,871	156,667	169,359	185,237	199,394	187,261	193,488
構成比 (%)	6.3	7.0	7.4	8.6	8.8	9.1	9.7	10.1	9.3	9.3
ペルー	40,394	41,317	42,773	46,171	50,052	51,772	53,649	55,750	57,728	58,721
構成比 (%)	2.7	2.7	2.7	2.7	2.8	2.8	2.8	2.8	2.9	2.8
米国	43,690	42,774	42,802	44,856	46,244	47,970	47,836	48,844	49,390	51,321
構成比 (%)	3.0	2.8	2.8	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	2.5
その他	174,567	189,442	199,805	225,308	245,907	264,621	277,421	288,213	296,848	309,450
構成比 (%)	11.8	12.6	12.8	13.4	13.8	14.3	14.5	14.6	14.8	14.8

※出典：法務省調べ



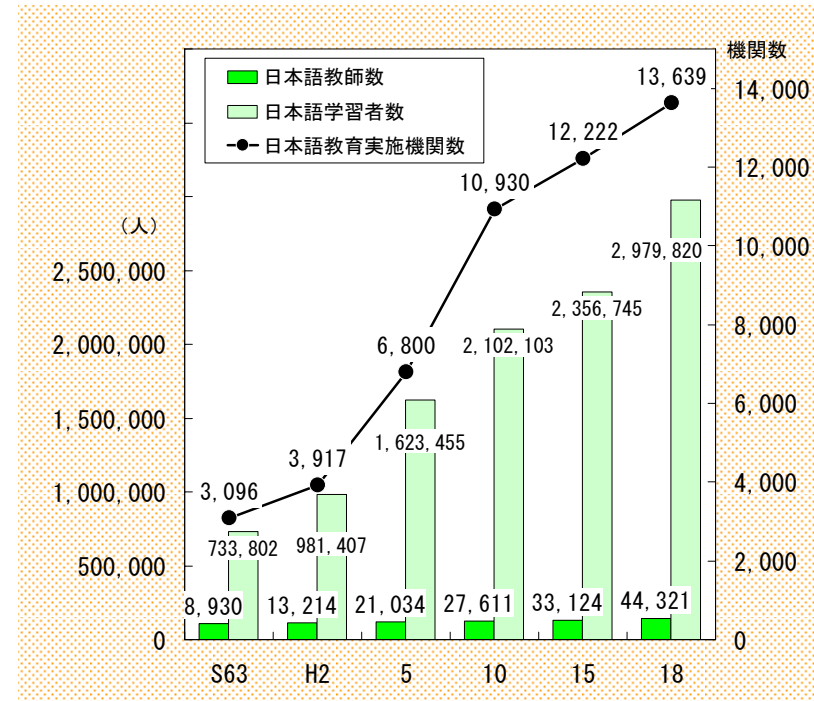
## 2 日本語教育機関数、教師数、学習者数の推移

### 国内の推移



※出典：文化庁調べ

### 海外の推移

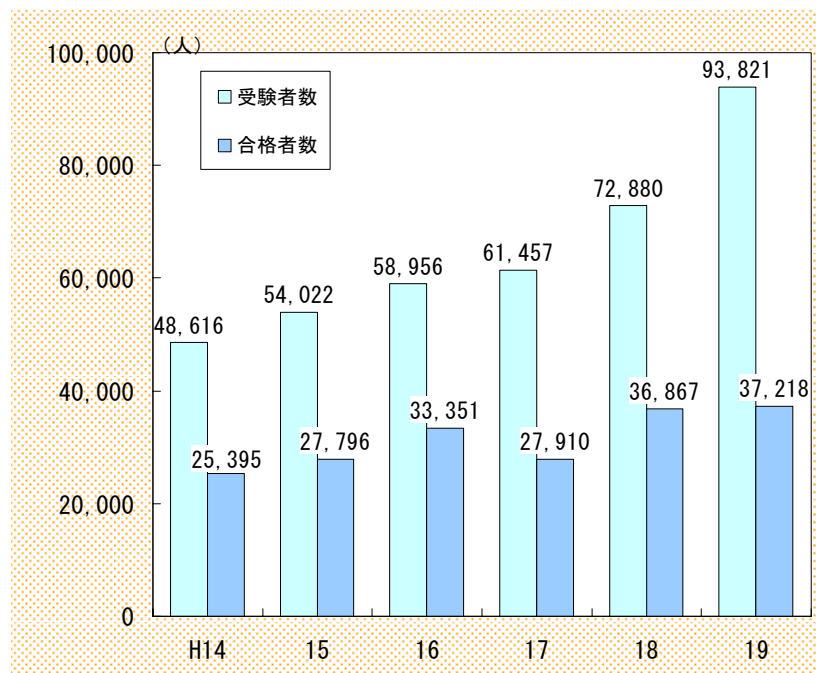


※出典：国際交流基金「海外日本語教育機関調査」



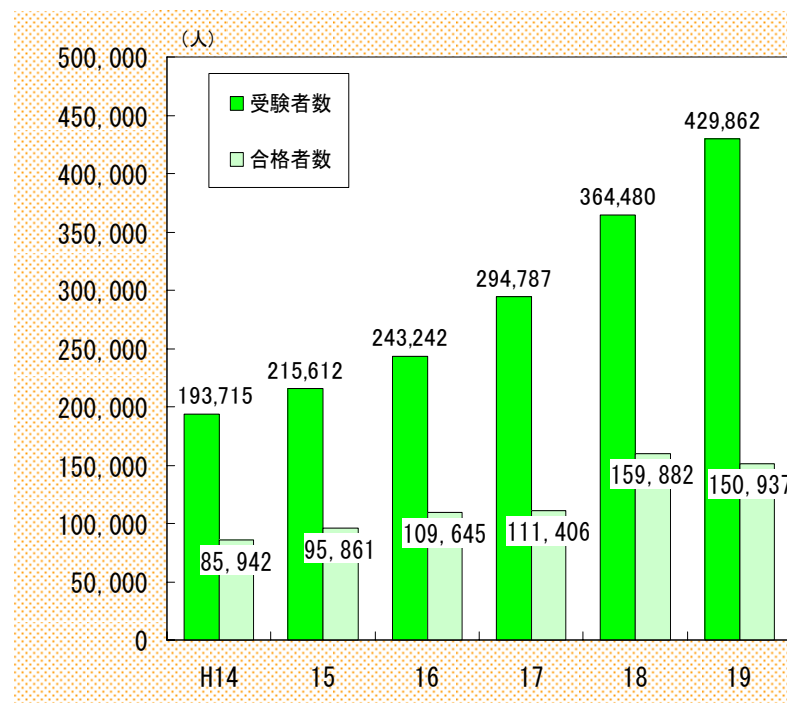
### 3 日本語能力試験 受験者数と合格者の推移

#### 国内の推移



※出典：（財）日本国際教育支援協会

#### 海外の推移

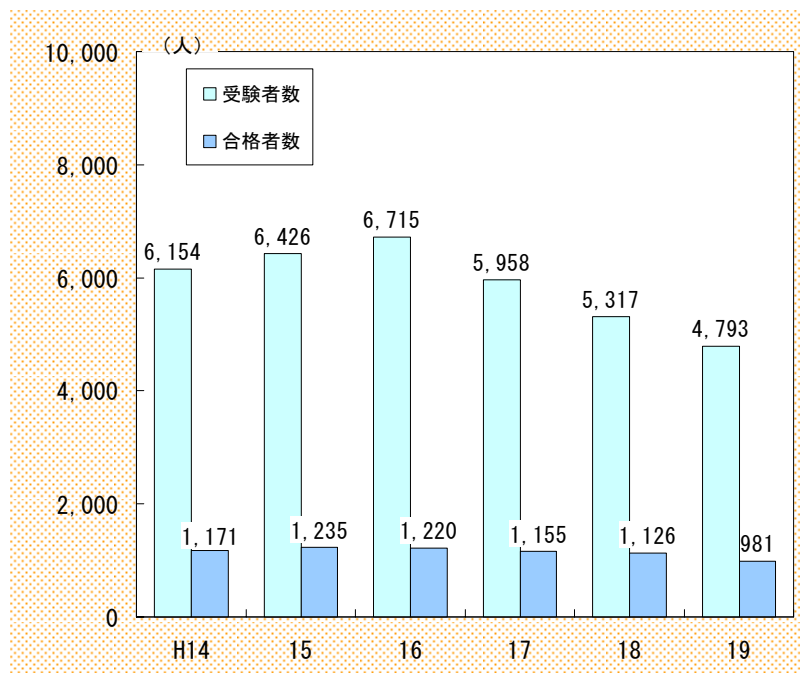


※出典：（独）国際交流基金



## 4 日本語教育能力検定試験 受験者数と合格者の推移

### 推移



※出典：（財）日本国際教育支援協会



## 5 日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍状況

○我が国の公立小・中・高等学校、中等教育学校及び盲・聾・養護学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒は、22,413人(H17年度 20,692人)で前回から8.3%増加している(図1)。

また、在籍学校数は、全体で5,475校(H17年度 5,281校)と前回調査より3.7%増加している(図2)。

図1 在籍児童生徒数

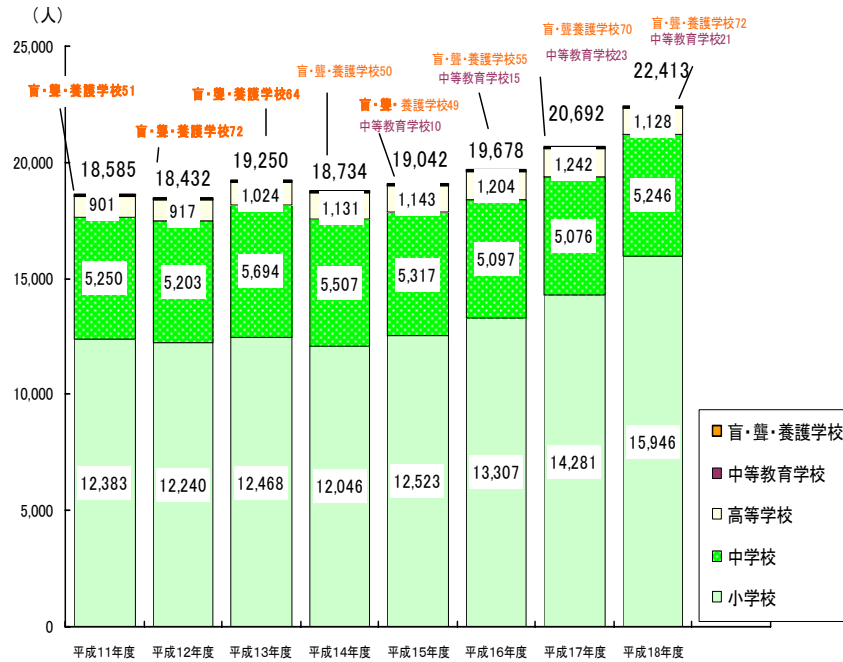
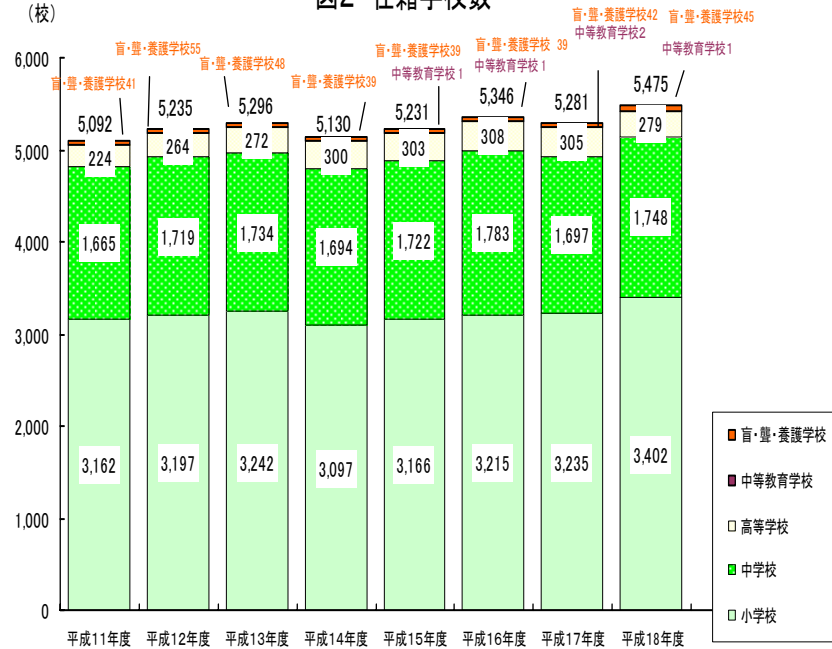


図2 在籍学校数





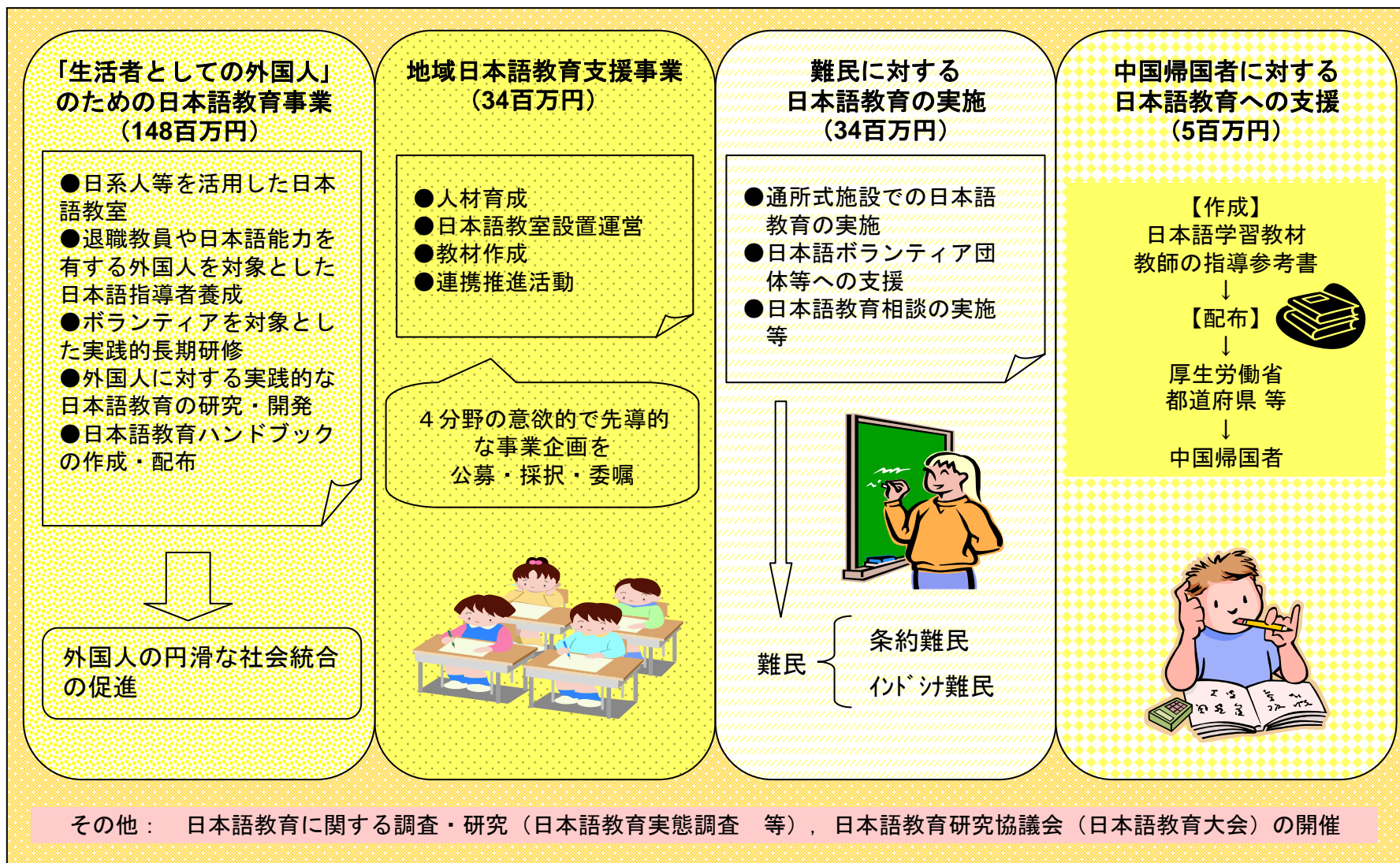
## 6 日本語教育に関する各種の提言

日付	提言名	提 言 内 容
平成16年4月	外国人受け入れ問題に関する提言 (日本経済団体連合会)	<ul style="list-style-type: none"><li>・外国人に対する日本語教育を地域においてプログラム化(人材育成・配置, 教材・教授法の開発, 相談窓口の設置など)する必要がある。</li><li>・既に入国し生活をしている日系人については, 日本語を学ぶ機会を可能な限り提供する。</li></ul>
平成18年5月	グローバル戦略 (経済財政諮問会議)	<ul style="list-style-type: none"><li>・現に生じている生活者としての外国人の問題について, 外国人労働者問題関係省庁連絡会議において, 総合的な対応策をまとめる。その際, 日本語教育の拡充等についても検討する。</li><li>・ODA等による日本語教育事業等の拡充により, 海外における日本語学習者数を300万人程度に増加させる。</li></ul>
平成18年11月	よっかいち宣言 (外国人集住都市会議)	<ul style="list-style-type: none"><li>・外国人住民のための日本語教室を運営する自治体やNPOを国が支援する。</li><li>・毎年複数回実施する政府認定の日本語能力検定試験制度を創設するとともに, 定住外国人の在留期間の更新等にあたり, その試験結果を関係行政が活用できるようにする。</li></ul>
平成18年12月	「生活者としての外国人」に関する総合的対応策 (外国人労働者問題関係省庁連絡会議)	<ul style="list-style-type: none"><li>・日本語教育の充実等を図り, 外国人が暮らしやすい地域社会づくりを推進する。</li></ul>
平成19年2月	今こそ, 世界に開かれた日本語を (国際交流基金・日本語教育懇談会)	<ul style="list-style-type: none"><li>・日本語の国際化のため, 日本語教育においても, 適切な国際標準化(スタンダード)が急務である。</li><li>・英語のTOEFL, TOEIC並の国際標準試験に近づけるためには, 「日本語試験センター」を設置し, 体制を整備することが不可欠である。</li><li>・政府, 自治体, 企業・経済界, 学界の関係者を網羅したコンソーシアム(日本語教育推進協議会)を結成する。</li></ul>
平成19年5月	アジア・ゲートウェイ構想 (アジア・ゲートウェイ戦略会議)	<ul style="list-style-type: none"><li>・日本語教育の拡充などの生活者としての外国人に対する支援の拡充</li><li>・アジアにおける海外学習拠点の大幅増, 日本語能力試験の見直し推進など日本語教育の強化</li><li>・海外現地における文化発信, 日本語教育と留学生支援サービスの一体的提供に向けた関係諸機関等の連携強化</li></ul>
平成19年6月	長期戦略指針「イノベーション25」 (閣議決定)	<ul style="list-style-type: none"><li>・生活者としての外国人が社会の一員として日本人と同様の公共サービスを楽しむ生活環境を整備する観点から, 日本語教育の充実等の外国人に対する支援を着実に推進する。</li></ul>





## 7 日本語教育に関する主な事業の概要と予算額（文化庁国語課所管分）





## 8 日本語教育に関する主な事業の内容

事業名	事業の内容
「生活者としての外国人」のための日本語教育事業	外国人住民が地域社会で孤立することなく生活していくためには、一定の日本語能力が不可欠であるという観点から、日系人等を対象とした日本語教室の設置運営、退職教員や日本語能力を有する外国人を対象とした日本語指導者養成、ボランティアに対しての長期研修、実践的な日本語教育の研究開発及び日本語教育ハンドブックの作成を実施している。
地域日本語教育支援事業	地域における日本語教育活動を支援するため、人材育成、日本語教室設置運営、教材作成、連携推進活動の4分野について、意欲的で優れた事業の企画を公募し、内容を検討し選抜をした上、その実施を委嘱している。
難民に対する日本語教育の実施 (難民救援業務委託)	財団法人アジア福祉教育財団に委託して、我が国に定住を希望する難民に対する572時間の日本語教育をRHQ支援センター（東京都）で実施するほか、センターを退所して定住後も日本語学習を継続している者等に対するアフターケアとして、教材の提供、日本語講師の派遣等を行う。また、難民の自主的な日本語学習を支援するため、難民や日本語ボランティア等に対する日本語教育相談の充実・強化を図っている。
中国帰国者に対する日本語教育への支援	中国帰国者の日本語習得を援助するため、専門的・技術的な立場から日本語学習教材や日本語教師の指導参考書を作成し、厚生労働省や都道府県等に提供している。